

平成23年度第1回向日市地域包括支援センター運営協議会 議事要点録

- 日 時 平成23年7月8日(金)午後2時から午後3時15分まで
 - 場 所 向日市福社会館3階 大会議室
 - 出席委員 八木橋慶一委員、鈴木博雄委員、坂根克守委員、木下博史委員、疋田定男委員
高桑稔委員、安田有里委員
 - 傍聴者 なし
 - 内 容 以下のとおり
-

議 事 (要約)

- 1 開会挨拶
- 2 委員紹介・事務局紹介
- 3 会長の選出 : 八木橋委員が会長に選出された。
- 4 平成22年度向日市地域包括支援センター事業実績について

資料1「平成22年度向日市地域包括支援センター事業実績について」に基づき、事務局から説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、平成22年度の地域包括支援センター事業実績について協議されました。

【意見の要旨】

委 員： 平成23年2月に実施された認知症徘徊模擬訓練に参加したのですが、「今のやり方では、ちょっとダメだな」という参加者の感想がありました。地域包括支援センターとしては、この訓練の結果をどのように総括されていますか。

もう一点、相談内容に権利擁護に関する相談が増えているようですが、高齢者虐待などの相談が増えているというのは、よい状況では無いと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

事務局： 認知症徘徊模擬訓練につきましては、第1回目の実施ということもあり、市民の皆さんに認知症に関する理解をしていただくことを目的として実施しましたので、まずは啓発活動が主の模擬訓練であったと考えております。

今年度につきましては、認知症の徘徊に対して、どのようにネットワークを構築し、認知症の徘徊を予防し対応していくのか、具体的な連携システムについて取り組んでいくため、その方法について検討しているところです。

2点目の高齢者虐待の相談についてですが、高齢者虐待に関する相談件数としては、平成22年度は78件、平成21年度は98件でしたので、平成22年度は20件少なくなっています。

会 長： 認知症サポーター養成講座の養成数694人は延べ人数ですか。

事務局： この養成数は実人数です。

5 平成23年度向日市地域包括支援センター事業計画について

資料2「平成23年度向日市地域包括支援センター事業計画に」に基づき、事務局から説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、平成23年度の地域包括支援センター事業の実施状況について協議されました。

【意見の要旨】

委 員： 高齢者の方を見守る活動では、ボランティア等の地域の方々の関わりが多く見られるようになっていきます。地域ケア会議などにおいて、地域の方々と交流し、ケアの専門職と地域住民等が双方向から支援をしていけるようになると、地域の見守り体制の強化にも繋がるのではないかと思います。

専門職が中心となり、見守りネットワークの構築に取り組んでおられようようですが、民生委員、地域のボランティア、地域住民の方々と広く連携し、ネットワークをつくる具体的な進め方を考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、二次予防事業についてですが、自ら参加希望する対象者だけでなく、介護予防が必要だけど参加につながらない方々が介護予防事業に参加しやすくなる工夫も行っていただければと思います。

事務局： 地域包括支援センターとしましても、地域に積極的に出向いていき、地域の方々と一緒に地域の高齢者を見守る活動を広げ生きたいと考えています。

二次予防事業の対象者把握の方法につきましては、今年度から介護予防事業の参加希望を確認する方法に変更して対象者把握を実施しているところです。介護予防が必要であるが自らは参加希望をしない方などに対しましては、勧奨・啓発を行ってまいりたいと考えています。

6 第5期向日市介護保険事業計画における地域包括支援センターのあり方について

資料3「地域包括支援センターの設置について」及び「地域包括支援センターの体制等につ

いて」を参考資料として、事務局から地域支援センターの現在の基本機能及び職員体制等と地域包括センターの設置に関する基本的な指標や規則について説明を行い、その後、意見交換が行われ、次期介護保険事業計画における地域包括支援センターのあり方について協議されました。

事務局： 第5期介護保険事業計画におきましては、地域包括支援センターの設置について、今後どのように展開していくかを定めることとなります。本運営協議会において、地域包括支援センターのあり方について、ご審議いただきたいと思います。

委員： 平成22年3月と平成23年3月の人口と高齢者人口を比較しますと、人口は減っているのに、高齢者人口は増えています。これは、高齢者はあまり転出していないということでしょうか。

事務局： 確かに人口は横ばいもしくは少し減少の傾向にあります。毎年、65歳になる方が相当数あり、年齢到達による増加といえます。転入転出による影響は少ないと考えています。

委員： 現在、要介護者の方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。また、その要介護者に対応する人員等は充足しているのでしょうか。

事務局： 要支援及び要介護認定を受けている高齢者数は約1,900人強で、年々増加傾向にあります。

委員： その中に認知症の方も含まれるのですね。

事務局： はい、約5%と把握しています。

委員： 向日市では、1箇所の地域包括支援センターと市内2箇所の在宅介護支援センターとがちょうど良いバランスで連携されていると思いますが、市域全体の高齢者の見守り体制を考えていくうえで、今後、在宅介護支援センターはどのようになっていくのですか。

事務局： 地域包括支援センター設置以前は、本市域の3圏域、北地区、中地区、南地区に1箇所ずつ在宅介護支援センターがそれぞれ設置されており、中地区の在宅介護支援センターを基幹型として機能していました。平成18年度に地域包括支援センターを設置する際に、中地区の在宅介護支援センターを地域包括支援センターに変更し、北地区、南地区の在宅介護支援センターに地域包括支援センターのブランチ機能を持たせた市民に身近な窓口として存続設置してきました。

現在、在宅介護支援センターにつきましては、市及び地域包括支援センターと連携し、総合相談窓口および高齢者の実態把握等の事業を主に行っています。

委員： 今後も在宅介護支援センターはブランチとして残されるのですか。

事務局： 在宅介護支援センターの設置についても、本運営協議会において協議いただき、次期介護保険事業計画に位置づけていきたいと考えています。前述しましたとおり、現状の地域包括支援センターの体制では、今後の高齢化に対応していくことは困難な状況と考えられますので、その機能強化を目的とした増設もしくは職員体制の充実などが必要であると考えています。

現在の在宅介護支援センターを地域支援センターに変更する場合には、在宅介護支援センターの相談窓口としての機能を地域包括支援センターの基本機能に変更していく

ことを検討したいと思っておりますので、この点につきましてもご審議いただきたいと思っております。

委員： 昨年度第1回地域包括支援センター運営協議会で、会長からの質問として「地域包括支援センターとして課題があれば教えてください」との問いに、「介護予防ケアプランを各職員が月10件くらい担当しており、やや負担になっており、地域包括支援センターの職員体制については、見直しが必要になるのではないかと懸念しています。」と答えておられます。

今後、要支援の方に対するケアプランのあり方がどのようになっていくかわかりませんが、人力的なことも含めて、かなりの機能強化が必要であると思っております。2箇所を増設するのか、現在の地域包括支援センターの職員を増員するのか、どちらをお考えでしょうか。

事務局： 市といたしましては、現在の地域包括支援センターの職員体制を増員するのではなく、地域支援センターの増設し、設置箇所数を増やしていくことが望ましいではないかと考えています。本市の高齢者数の増加傾向や地域性を考慮しますと、生活圏域に1箇所、市内に3箇所程度の地域包括支援センターを設置できれば、余裕のある対応ができるのではないかと考えています。

地域包括支援センターの設置数を複数箇所にするにあたりましては、現在2箇所設置しています在宅介護支援センターを地域包括支援センターに変更することができれば、市内の北地区、中地区、南地区にバランスよく設置することとなるので良いのではないかと考えております。

会長： 市としては、市内に3箇所の地域包括支援センターの設置、これは既存の1箇所から3箇所に増やすと解釈してよろしいですか。

事務局： はい、そのとおりでございます。

現在の市の高齢者人口から考えますと2箇所の設置が基本となりますが、今後の高齢者人口の増加傾向を考慮いたしますと、3箇所設置すれば、当面の間において、1箇所あたりの対象者数に余裕が持てますし、個々の支援体制も充実していくものと考えています。

今回、在宅介護支援センター2箇所を地域包括支援センターに変更する案を提示させていただきましたが、市の方針として決定しているわけではなく、この運営協議会や介護保険事業計画の策定委員会など色々な場においてご意見を伺い、決定をさせていただくこととなります。

会長： 基本的には、既存の地域包括支援センターの職員を増員して対応するのではなく、市内の生活圏域に各1箇所の地域包括支援センターを設置していく方針と理解してよいでしょうか。

事務局： はい、そのとおりでございます。生活圏域に1箇所の設置を検討していくということでございます。

会長： 地域包括支援センターの今後のあり方について事務局から説明がなされましたが、このことについて、他にご意見等はありませんか。

委員： 在宅介護支援センターを基に地域支援センターを3箇所とした場合には、在宅支援セ

ンターそのものの機能はどのようになるのでしょうか。在宅支援センターの機能が地域包括支援センターの機能に変わるということでしょうか。

事務局： はい、そのとおりでございます。

地域包括支援センターが介護保険法に位置づけられて、在宅介護支援センターには設置義務のような規定はなくなりました。他市においては複数の在宅介護支援センターをそのまま地域包括支援センターに移行するようなかたちで変更されたところもいくつか見られます。

在宅支援センターから地域包括支援センターに変更となった場合には、総合相談に加えて、ネットワークの構築や権利擁護等の基本機能が追加されることとなります。

委員： それでは、在宅介護支援センターの名称そのものはなくなるわけですか。

事務局： はい、在宅介護支援センター全てを地域包括支援センターに変更することとなると、在宅介護支援センターの名称は無くなります。

会長： 今回、地域包括支援センターの設置箇所を1箇所から3箇所まで増設していく案が確認されましたが、特にご意見等はございませんか。

事務局： 事務局から地域包括支援センターの設置箇所数を増設する一案を提案させていただきましたが、さらに検討いたしまして、次回の運営協議会ではより具体的な方向性を提示させていただくように進めてまいりたいと思います。

会長： 事務局から次回の運営協議会の予定について、お願いします。

事務局： 次回は平成23年の10月中頃に第2回地域包括支援センター運営協議会の開催を予定しています。

会長： それでは、他にご意見がないようですので、本日の会議は終了とします。

7 閉会